



特集

森林を活かすしくみ

森林環境税・森林環境譲与税 ～自治体の活用状況と林野庁の取組～

令和元年度から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）を中心とする森林整備を進めるための新たな財源として、森林環境譲与税の譲与が始まり、今年度で5年目を迎えました。全国の市町村では、譲与税の活用により、間伐等の森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用・普及啓発などの取組が展開されています。また来年度からは、森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が始まります。

本稿では、各自治体における森林環境譲与税の活用状況と、更なる活用促進や情報発信に向けた林野庁の取組について紹介します。



1 森林環境税と森林環境 譲与税の仕組み

「森林環境税」は、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、市町村が国税として1人年額1,000円を徴収する新たな税です。

一方、「森林環境譲与税（以下「譲与税」という）」は、森林環境税による税収を原資として、市町村における森林整備の促進のために、市町村と都道府県に譲与される財源です。既に、令和元年度から譲与が開始されており、各自治体への譲与額は、自治体別の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口に基づいて算出されます。令和5年度は、全国で総額500億円が譲与されます。

譲与税の用途は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」に基づき、市町村では、間伐等の「森林の整備に関する施策」と、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に、都道府県では「森林整備を実施する市町村の支援等に関する施策」に充てられることとされています。

なお、同法により、全ての自治体は、インターネット等により、譲与税の用途を公表することが義務付けられています。

2 森林環境譲与税の取組 状況

全国の市町村で、譲与税の活用により、森林整備、人材育成、木材利用・普及啓発の取組が広がっています（表1）。

（1）森林整備

森林整備としては、譲与税と併せて創設された「森林経営管理制度」により、森林所有者への意向調査や、経営管理権集積計画の策定、同計画に基づく間伐等の森林整備などが行われています。また、花粉発生源対策としてのスギの植替え、道路や電線等のインフラ施設周辺の森林の整備など、地域の森林の課題に応じた取組も行われています。

令和4年度までの4年間で、約9・8万haの森林整備等が実施されました。

（2）人材育成

森林整備を進めるためには、現場の担い手となる林業従事者を確保することが必要です。林業は、労働災害の発生が高いなど労働環境は極めて厳しく、林業従事者の給与は全産業平均に比べて低くなっています。

このような中、森林整備を担う人材を育成・確保するため、多くの市町村で林業の担い手を育成するための研修や、林業従事者への安全防護服の購入

補助、林業に必要な技能講習経費への助成等の取組が行われています。令和4年度までの4年間で、約2・7万人が研修等に参加しました。

表1：森林環境譲与税の市町村における主な取組実績（令和元年度～4年度）

区分	主な取組実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考)累計
間伐等の森林整備関係	意向調査実施面積	約12.5万ha	約21.6万ha	約18.0万ha	約18.3万ha	約70.4万ha
	森林整備面積 (うち間伐面積)	約5.9千ha (約3.6千ha)	約17.9千ha (約10.3千ha)	約30.8千ha (約14.2千ha)	約43.3千ha (約19.9千ha)	約97.9千ha (約48.0千ha)
	森林作業道の整備 林道・林業専用道の整備	約89千m 約1千m	約233千m 約5千m	約406千m 約14千m	約502千m 約12千m	約1,230千m 約32千m
人材の育成・担い手の確保	研修等の参加者数	約6.5千人	約5.0千人	約6.4千人	約9.5千人	約27.4千人
木材利用・普及啓発	木材利用量	約5.4千m ³	約13.4千m ³	約22.5千m ³	約27.6千m ³	約68.9千m ³
	イベント、講習会等	約900回	約1,000回	約1,800回	約2,400回	約6,100回
	参加者等	約88千人	約56千人	約125千人	約189千人	約458千人

注1：総務省・林野庁調べ

注2：本実績値には、森林環境譲与税と他の財源を組み合わせて行った事業の実施分も含まれている。市町村によって取組の内容は様々であり、「主な取組実績」は、代表的なものを提示している。





手入れ不足森林の間伐
(静岡県小山町)



花粉発生源対策となるコナラへの植替え
(鳥取県八頭町)



送電線周辺の森林整備
(千葉県君津市)



林業アカデミーでの研修
(鳥取県日南町)



林業シミュレーターでの研修
(大分県)



安全防護服の購入補助
(石川県穴水町)

(3) 木材利用・普及啓発

森林整備を進めるためには、間伐等で伐採された木材を建築物等に有効に利用するとともに、住民の皆様に、森林整備の必要性や木材利用の意義を理解して頂く必要があります。

木材利用としては、都市部の市町村を中心に庁舎や学校等の公共建築物の木造化や内装の木質化、地域材を利用した木製品の設置や出産のお祝い品としての贈呈などの取組が行われています。

普及啓発としては、市民と一体となった森林の保全活動やDIYワークショップ等の木育イベントの開催など、様々なイベントや活動が実施されています。

令和4年度までの4年間で、約6・9万㎡の木材が活用されるとともに、約6,100回の普及啓発イベントが実施され、約45・8万人の方々に参加しました。

(4) 都市部と山村部の連携

譲与税の開始を契機として、都市部と山村部の市町村による連携の取組が広がっています。例えば、都市部と山村部の市町村が協定を締結した上で、山村部における森林整備の費用に都市部の譲与税を充当する取組や、山村部での森林整備によるCO₂吸収量を都市部でのカーボンオフセットに活用する取組、都市部の住民による植樹体験



中学校図書館の内装木質化
(東京都江戸川区)



市民等を対象とした植樹イベント
(茨城県神栖市)



高校生によるベンチの制作
(岡山県岡山市)



東京都新宿区が長野県伊那市の森林整備を支援



東京都千代田区と岐阜県高山市が連携した森林体験イベント

や森林環境教育と組み合わせた取組、山村部での森林整備により生産された木材を都市部で活用する取組など、双方にメリットが得られるような連携の取組が見られます。

令和4年度には、全国158市町村等の参画により、43件の連携の取組が実施されました。

3 森林環境譲与税の活用額

譲与税の活用額は、令和元年度の96億円から、令和4年度には399億円（譲与額に対する割合は80%）まで増加しました。

令和5年度の活用予定額は537億円で、譲与額に対する割合は107%に達しました（表2）。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(令和5年度 予定)
		活用額	65億円 (41%)	163億円 (48%)	217億円 (64%)	341億円 (78%)
市町村	譲与額	160億円	340億円	340億円	440億円	(440億円)
都道府県	活用額	31億円 (78%)	47億円 (78%)	53億円 (88%)	58億円 (97%)	(70億円) (117%)
	譲与額	40億円	60億円	60億円	60億円	(60億円)
合計	活用額	96億円 (48%)	210億円 (53%)	270億円 (68%)	399億円 (80%)	(537億円) (107%)
	譲与額	200億円	400億円	400億円	500億円	(500億円)

注1：総務省・林野庁調べ

注2：令和5年度（予定）の金額については、令和5年3月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの（一部、9月時点で聞き取ったものを含む）。

4 林野庁による森林環境譲与税の活用促進に向けた取組

林野庁では、市町村における譲与税の活用促進を図るため、人材育成、情報提供、体制整備などの支援を実施しています。

(1) 人材育成

林野庁では、市町村への技術的助言・指導を行うことのできる技術者（通称：森林経営管理リーダー）を育成するため、都道府県の地方機関や市町村支援組織の職員を対象とする「森林経営管理リーダー育成研修」を開催しています。これまでの5年間で、全国37カ所で開催し、のべ788名が受講しました。また、都道府県が実施する市町村職員向けの説明会や研修会等に林野庁職員を講師として派遣しています。今年度は、10月末までに36回の説明会等に職員を派遣しました。

(2) 情報提供

林野庁では、毎年度、各地における譲与税を活用した様々な取組事例を整理した「森林環境譲与税の取組事例集」を作成しています。これまで3冊の事例集を作成して、計412の事例を紹介してきました。

また、都道府県と市町村の関係者に、

森林経営管理制度と譲与税に関する最新の動向を伝えるため、令和4年度から毎月一回、情報誌「シユークシー」を発行しています。

市町村の皆様が譲与税の具体的な使途をイメージできるようにするため、林野庁と総務省は、令和4年度に、譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例（通称：ポジティブリスト）を作成・公表しました。本年5月には、市町村によるスギ人工林等の伐採・植替えや森林所有者への植替えの補助、花粉の少ない苗木増産への支援、ナラ枯れ対策をリストに追加しました。

（なお、譲与税の使途は、本リストに掲げられた項目に限られるものではなく、森林整備及び森林整備の促進に該当する内容であれば、地域の実情に応じて、創意工夫による取組を行うことが可能です。）

(3) 体制整備

「地域林政アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）制度は、市町村・都道府県が、森林・林業の専門知識を有する技術者をアドバイザーとして委嘱又は業務委託する仕組みで、アドバイザーの活動に要した経費の一部（都道府県・5割、市町村・7割）は、総務省から特別交付税が交付されます。令和4年度には、全国204の自治体で307名のアドバイザーが活用されました。

林野庁では、アドバイザーの募集。パンフレットを作成するとともに、アドバイザー活用希望のある市町村の情報を技術者団体に提供し、当該市町村の一覧を林野庁ウェブサイトで公表しています。

また、今年度から、新たに、各地で活躍するアドバイザーの相互連携を促進することを目的として、「地域林政アドバイザー連携促進研修」を開始しました。今年度は全国3カ所で開催して、計33名が参加しました。同研修では、林野庁からの情報提供のみならず、アドバイザーからの事例発表や、参加者間のグループワークを行いました。

森林環境譲与税の取組事例集、ポジティブリスト
<https://www.rinya.naff.go.jp>
https://www.rinya.naff.go.jp/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouzei.html

アドバイザーの募集パンフレット
 (地域林政アドバイザー制度のご案内)
<https://www.rinya.naff.go.jp/keikaku/tiikirinseiadobai>
[a.html](https://www.rinya.naff.go.jp/keikaku/tiikirinseiadobai/a.html)

シユウセキーはこちら
<https://www.rinya.naff.go.jp>
<https://www.rinya.naff.go.jp/keikaku/keikanri/sinnrke>
https://www.rinya.naff.go.jp/keikaku/keikanri/sinnrke/keikanri_seido.html#3.4

5 情報発信・広報

令和6年度から、譲与税の財源となる森林環境税の課税が始まることから、今後、譲与税の活用状況に対する社会の関心は大きく高まると予想されます。その際、納税者の皆様に新たな税の必要性をご理解いただくためには、各地域における譲与税による取組の成果・効果を分かりやすく伝えていくこと(広報活動)が極めて重要となっています。

林野庁では、本年10月に、森林環境税・森林環境譲与税に関する新たなウェブサイトを開設しました。林野庁SNSによる情報発信も強化しています。また、本年7月には、政府広報ラジオ番組で、森林整備の重要性と譲与税を活用した取組を紹介しました。

森林環境税・森林環境譲与税に関する新たなウェブサイト
<https://www.rinya.naff.go.jp/keikaku/kankyousei/231018.html>

林野庁フェイスブック
<https://www.facebook.com/rinyajapan>

林野庁フェイスブック
<https://www.facebook.com/rinyajapan>

さらに、総務省と連携して、森林環境税・森林環境譲与税のキャッチコピー「国民一人一人が、森を支える。森林環境税」を作成し、ポスターやチラシにより、各種行事で積極的な広報活動を行うとともに、自治体や関係団体にも幅広く配布しています。

森林環境税・森林環境譲与税は、森林を持続的に守り育てていくために、「国民一人一人が、森を支える」新たな仕組みです。森林環境税の課税は、令和6年6月から始まることから、納税者の皆様から、新たな税に対する理解を得ることが喫緊の課題となっています。

6 おわりに

林野庁としても、引き続き、市町村等と協力しながら、各地域での効果的な活用に向けた支援に取り組みるとともに、譲与税による成果を積極的に広報してまいります。

関係者の皆様におかれても、森林整備の必要性や譲与税の活用成果について、積極的な広報活動を展開するよう、ご協力をお願いいたします。

全国の市町村で森林環境譲与税を活用して、森林を持続的に活かしていく取組が広がっています

森林の整備	人材の育成	木材の利用や普及啓発

【森林環境譲与税を活用した自治体の取組の事例】

自治体	取組内容	実施期間	実施回数
高知県	森林整備	令和5年度	10回
高知県	人材育成	令和5年度	5回
高知県	木材利用	令和5年度	3回
高知県	普及啓発	令和5年度	2回
高知県	森林整備	令和5年度	10回
高知県	人材育成	令和5年度	5回
高知県	木材利用	令和5年度	3回
高知県	普及啓発	令和5年度	2回

どうして、森林を守るの？

人は、はるか昔から森林を守り続けてきました。森林は安全で豊かな私たちの暮らしを支えているからです。その働きは森林が健全な状態であれば発揮されません。だから私たちの手で整備し、守っていくことが必要なのです。

私たちの暮らしを支える森林の働き

- 豊富な酸素の供給
- 自然災害の防止
- 水資源の貯蓄・浄水

森林を守ることは、私たちの暮らしを守ること。

国民一人一人が、森を支える。森林環境税

森林環境税の仕組み

森林環境税の課税対象となるのは、森林環境税の課税対象となる森林です。森林環境税の課税対象となる森林は、森林環境税の課税対象となる森林です。森林環境税の課税対象となる森林は、森林環境税の課税対象となる森林です。

